

港湾法等の一部を改正する法律要綱

第一 港湾法の一部改正

一 港湾における協働防護の促進

1 基本方針で定める事項に、官民の連携による港湾の効果的な保全に関する基本的な事項を追加するものとする。

(第三条の二第二項第六号関係)

2 港湾計画には、港湾の保全に関する事項として、地球温暖化その他の気候の変動に起因する港湾区域の水面の上昇等に対応するため、臨港地区内にある港湾施設であつて次に掲げるもの（3及び6において「特定港湾施設」という。）の高さ及び機能の最適化に関する事項を記載することができるものとする。

(1) 防潮堤、護岸、堤防又は胸壁

(2) (1)に掲げるもののほか、荷さばき地その他の港湾施設であつて港湾区域の水象に係る高さの変化

傍線部分は、令和七年十月一日に施行することとする部分

二重傍線部分は、令和八年四月一日に施行することとする部分

によりその運営に著しい影響を受けるものとして国土交通省令で定めるもの

(第三条の三第三項関係)

- 3 | 港湾管理者は、協働防護区域（臨港地区内の区域であつて、港湾施設等の規模及び配置からみて、特定港湾施設の所有者等が連携し、又は協働して行う特定港湾施設の整備又は管理によつて、特定港湾施設（2の②に掲げるものに限る。）並びに工場及び事業場（3において「特定港湾施設等」という。）が浸水することにより当該特定港湾施設等にあるコンテナ等が散乱することを防止すべき一団の土地の区域をいう。）ごとに、港湾法の規定により概要が公示された港湾計画に記載されている2に規定する事項を特定港湾施設の所有者等が連携し、又は協働して実施することにより特定港湾施設等を防護するための計画（4及び5において「協働防護計画」という。）を作成することができるものとする。
- (第五十一条の六関係)

- 4 | 港湾管理者は、協働防護計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、協働防護協議会を組織することができるものとする。
- (第五十一条の七関係)

- 5 | 協働防護計画において定められた事業に関する港湾隣接地域内における工事の許可の特例を設ける

ものとする。

(第五十一条の八関係)

- 6 5の事業の実施主体等が当該事業に係る特定港湾施設の整備又は管理に関する協定を締結し、港湾管理者の認可を受けた場合には、当該協定の公示後において当該特定港湾施設の所有者等となった者に対しても、当該協定の効力があるものとする。

(第五十一条の九から第五十一条の十四まで関係)

二 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の効率的な利用

1 公募による占用許可制度

- (1) 港湾管理者は、公募対象施設等が再生可能エネルギー源の利用に資する施設等であつて国土交通省令で定めるもの(2)において「再生可能エネルギー源利用施設等」という。)を含む場合における公募占用指針には、当該公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な物資等の輸送に当たって留意すべき港湾の利用に関する事項を定めなければならないものとする。

- (2) 設置しようとする公募対象施設等が再生可能エネルギー源利用施設等である場合における公募占用計画には、当該公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な物資等の輸送に利用する港湾に関する

る事項を記載しなければならないものとする。

- (3) 港湾管理者は、公募対象施設等を設置するため港湾区域内外水域等を占有しようとする者から提出された公募占有計画に、他の港湾管理者が管理する港湾に係る(2)に規定する事項が記載されている場合にあっては、あらかじめ、当該他の港湾管理者の意見を聴かなければならないものとする。

(第三十七条の三から第三十七条の七まで関係)

2 利用調整協議会

- (1) 国土交通大臣又は海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の港湾管理者の長は、第五十五条の二第二項又は第四項の規定による貸付けをするときは、その貸付けの相手方である許可事業者との間で、(2)に規定する協議会において協議が調った場合においてはその貸付けに係る行政財産について(2)の規定による要請をした許可事業者に一時的に利用させる旨をその貸付けに係る貸付契約の契約条項として定めておかなければならないものとする。

(第五十五条の二第五項関係)

- (2) 第五十五条の二第二項又は第四項の規定により貸付けを受けている許可事業者であつて当該貸付けの対象となっているこれらの規定に規定する行政財産とは別のこれらの規定に規定する行政財産

について一時的な利用を希望するものは、これらの行政財産の双方が同一の港湾管理者の管理する港湾に所在する場合を除き、国土交通大臣に対し、当該一時的な利用に関し必要な協議を行うための利用調整協議会を組織するよう要請することができるとし、国土交通大臣は、当該要請に係る一時的な利用が海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施に資すると認めるときは、利用調整協議会を組織するものとする。

(第五十五条の二の二関係)

三 港湾工事の代行制度の創設

1 国土交通大臣は、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における港湾施設の改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該港湾管理者が管理する係留施設その他の政令で定める港湾施設（①において「特定係留施設等」という。）の改良に関する工事（次に掲げる要件に該当するものに限る。2及び3において「高度港湾工事」という。）を当該港湾管理者に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができるものとする。

(1) 特定係留施設等の従前の機能を確認するために必要であること。

(2) 高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適當であると認められること。

(第五十二条の二第一項関係)

2 1の規定により国土交通大臣が行う高度港湾工事に要する費用は、国が負担金等相当額（港湾管理者が自ら当該高度港湾工事を行うこととした場合に国が当該港湾管理者に交付する負担金又は補助金の額に相当する額をいう。2において同じ。）を、当該港湾管理者が当該高度港湾工事に要する費用の額から負担金等相当額を控除した額をそれぞれ負担するものとする。

(第五十二条の二第二項関係)

3 国土交通大臣は、第五十二条第一項の規定による港湾工事又は1の規定による高度港湾工事を行う場合において必要があると認めるときは、港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事又は高度港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わってその権限を行うものとする。

(第五十二条第三項及び第五十二条の二第三項関係)

四 緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保

1 港湾管理者は、その管理する荷さばき地その他の国土交通省令で定める港湾施設について非常災害

による被害が発生した場合において、当該港湾施設を災害応急対策必要物資（災害対策基本法第八十条の十八第一項に規定する災害応急対策必要物資をいう。）の荷さばきその他の流通に係る業務に使用するためその応急の復旧を緊急に行う必要があり、他に手段がないと認めるときは、当該業務の現場において、他人の土石を収用等することができるものとする。

（第五十五条の三第二項関係）

2 | 港湾管理者は、その管理する港湾施設について、災害時における緊急輸送の確保その他の災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るため必要があると認めるときは、荷さばき地、上屋その他災害応急対策に必要なものとして国土交通省令で定める港湾施設（港湾施設用地を除く。2において「災害応急対策港湾施設」という。）の所有者等との間で協定を締結して、災害時において当該災害応急対策港湾施設を使用することができるものとする。

（第五十五条の四の二から第五十五条の四の四まで関係）

3 | 港湾管理者は、特定技術基準対象施設について、非常災害により倒壊した場合において臨港交通施設の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、港湾管理者以外の者（国及び地方

公共団体を除く。）で当該特定技術基準対象施設を管理する者に対し必要な勧告をすることができる
ものとする。

(第五十六条の二の二十一第一項関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

第二 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正

一 国土交通大臣は、第三条第一項の規定により港湾工事をする場合において必要があると認めるときは、港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わってその権限を行うものとする。

(第三条第三項関係)

二 国土交通大臣は、第三条第一項に規定する港湾工事によって生じた港湾施設であつて、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する国有財産法第三条第二項に規定する行政財産を許可事業者に貸し付けることができるものとし、その貸付けをするときは第一の二の二の(1)等の規定の適用があるものとする。

(第六条第一項関係)

三 第一の二の二の(2)の規定は、二の規定による貸付けを行っている場合について適用するものとする。

(第六条第二項関係)

第三 沖縄振興特別措置法の一部改正

一 国土交通大臣は、第百条第一項の規定により港湾工事をする場合において必要があると認めるときは、港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わってその権限を行うものとする。

(第百条第五項関係)

二 国土交通大臣は、第百条第一項に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設であつて、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する国有財産法第百条第二項に規定する行政財産を許可事業者に貸し付けることができるものとし、その貸付けをするときは第一の二の二の(1)等の規定の適用があるものとする。

(第百条第十一項関係)

三 第一の二の二の(2)の規定は、二の規定による貸付けを行つていない場合について適用するものとする。

(第百条第十二項関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を定めるものとする。

（附則第二条及び第三条関係）

三 この法律の施行状況等に関する検討規定を設けるものとする。

（附則第四条関係）

四 その他所要の改正を行うものとする。

（附則第五条関係）